

近畿圏における工場等制限制度の今後の在り方について (報告要旨案)

1. 近畿圏における工場等制限制度は、近畿圏の既成都市区域における産業及び人口の過度の集中を防止することを目的に、一定規模以上の工場や大学等の新增設を制限するもの。

本制度は、他の近畿圏整備に係る施策等と相俟って、社会経済情勢の変化に対応した累次の制度見直しを通じ、当該目的の達成のため、その役割を果たしてきたところ。

2. 今般、制度創設から40年近く経った当該制度の今後の在り方について、国土交通大臣から国土審議会に諮問がなされ、国土審議会より近畿圏整備分科会に付託。

3. 近畿圏整備分科会において、工場や大学立地の有識者及び近畿圏の地方公共団体から意見を聴取。

これらを踏まえて、近畿圏整備分科会で審議を重ね、近畿圏を全体として発展させていくための圏域政策としては、地域の自立的発展と地域間の連携・交流を推進しつつ、産業及び人口の適正な配置等を図る誘導施策は引き続き実施する必要があるが、工場等制限制度は廃止することが適当であるとの報告を取りまとめ。

4. 具体的には、製造業からサービス業へのシフト、産業のグローバル化等の産業構造の変化、少子化の進行等、社会経済情勢が著しく変化する一方、

環境に係る諸制度が充実してきていること等から、工場等制限制度は、近畿圏の既成都市区域における産業及び人口の過度の集中を防止するという目的を達成する手段としての有効性・合理性が薄れてきており、廃止することが適当と結論。